

生徒心得

学校生活の中で大事なことは、団体生活を通じて互いに尊重しあい、責任と規律ある行動をし、よりよい人間形成をはかることにある。青葉総合高等学校の生徒として誇りある高校生活を送るために、次に掲げる心得を守るよう努力しよう。

【高校生活一般について】

1. 社会のモラル・公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけるような行為をしてはならない。
2. いかなる場合も、暴力行為（暴言を含む）やカンパ等の金銭強要を行ってはならない。
3. 飲酒・喫煙等の二十歳未満の者が禁止されている行為を行ってはならない。同様に、タバコ、ライター等の喫煙具を所持してはならない。また、二十歳未満の者が飲酒・喫煙している場に同席してはならない。
4. 私物の管理は自ら責任をもって行う。
5. 学校の許可なく募金活動・物品の販売等を行ってはならない。
6. 薬物乱用には絶対にかかわらない。
7. 風俗関係などの危険な誘いには絶対にのらない。
8. インターネットやSNS等を利用する際、マナーを守りトラブルに巻き込まれないよう注意する。
9. 登下校において公共交通機関を利用する際は、ルールやマナーを順守する。また、バス乗車の際は整列乗車に協力し、割り込みなどは決してしない。

※上記のことで違反があった場合には、指導の対象となることがある。

【学校生活について】

1. 登校について

- (1) 登校時間は、年間を通じて原則 8 : 50 とする。
- (2) 自転車通学を希望する者は、自転車使用通学届を提出して許可をうける。自転車は、本校指定のステッカーを貼って校内の駐輪場に置く。安全には十分注意し、交通ルールを守って通学する。
- (3) 徒歩・自転車・公共交通機関以外による通学は原則認めない。なお、特別な事情があつて親族が送り迎えをする場合はあらかじめ担任に届け出る。上記以外の送り迎えは認めない。
- (4) 荒天時の対応

原則として荒天時の対応は次のとおりとする。

午前 7 時の時点で神奈川県内に次のいずれかの警報が出ている場合は自宅学習とする。

なお、自宅学習に際しては原則としてクラスルーム配信の課題やオンライン学習等を行う。

- | |
|--|
| ・ 各種特別警報 ・ 暴風警報 ・ 大雪警報 ・ 暴風雪警報
・ 大雨危険警報（レベル 4） |
|--|

※備考 登下校中に交通機関が不通等で通学に支障がある場合は、安全を最優先し、行動する。また、登校後に警報が出た場合は学校の指示に従って行動する。

2. 授業について

平常時校時表

校時	HR	1	2	3	4
時間	8 : 50	9 : 00～ 9 : 50	10 : 00～ 10 : 50	11 : 00～ 11 : 50	12 : 00～ 12 : 50

昼休み	予鈴	5	6	HR	清掃
	13 : 30	13 : 35～ 14 : 25	14 : 35～ 15 : 25	15 : 25～	15 : 30～

- (1) 授業開始時刻には、定められた席に座る。
- (2) 授業に遅れた場合は、学年室等で記入した「遅刻届」を授業担当者に提出し、許可を得て着席する。
- (3) スマートフォン等は、教員から特別な指示がある場合を除き、授業中は使用禁止とする。
- (4) 自習時間においては監督の指示に従う。
- (5) 体育の授業や学校行事などで更衣をする時には、定められた場所で行う。
- (6) 実験・実習の危険防止には、十分注意する。
- (7) 体育授業時における諸注意について
 - ア. 服装は学校指定のものを着用する。
 - イ. 体育の授業を見学する場合は、その旨を事前に授業担当者に申し出る。
 - ウ. 健康上の理由で、身体活動の制約を要する者は、その旨を授業担当者に申し出る。(場合によっては、診断書等を添える。)
 - エ. 体育館では指定の体育館シューズを使用する。(部活動のシューズは授業・集会等では使用しない。)グラウンドやテニスコートでは各自が用意した運動靴を使用する。
 - オ. 体育館内での飲食を禁止する。

3. テストについて

- (1) テスト開始5分前の予鈴が鳴ったら、所定の席に座る。
- (2) テスト中は、机の中は空にする。
- (3) 筆記用具などテストに必要なもの以外は机の上に置かない。
- (4) テスト中は、物品の貸借は禁止する。
- (5) テスト期間中は、スマートフォン等は電源を切って朝のホームルームから帰りのホームルームまで担任に預ける。テスト中に所持した場合は不正行為とする。
- (6) テスト中は、私語、わき見、その他疑わしい行為をしてはいけない。
- (7) テスト中は、早く終わっても、座席を離れたり、話をしてはいけない。
- (8) テスト中に不正行為があった場合は、指導の対象となる。
- (9) テスト開始前から終了後解答用紙の回収が終わるまで、監督の教員の指示に従う。

なお、部活動については、原則として定期テスト1週間前から中止する。

4. 下校について

- (1) 部活動所属生徒以外の最終下校時刻は年間を通じて 17:00 とする。
- (2) 最終下校時刻以降残留を必要とする場合は、教員に申し出て許可を得る。その場合の下校時刻は 2～10 月が 18:30、11～1 月は 18:00 とする。

5. 欠席・遅刻・忌引等について

- (1) 保護者が 8:40 までに、「すぐーる」で連絡する。
- (2) 8:40 以降は保護者が電話で連絡する。
- (3) 遅刻して登校した場合は、学年室等で「遅刻届」を記入する。
- (4) 忌引の基準は次の通りである。ただし、遠隔地の場合は、校長が延長を認めることがある。

父母	7 日以内
祖父母、兄弟姉妹	3 日以内
曾祖父母	1 日以内
伯（叔）父母	1 日以内

6. 頭髪・服装について

- (1) 頭髪については、原則として地毛の色から手を加えないこととする。
※染髪をした場合は、原則一度下校をして、頭髪を直してから登校をする「再登校指導」の対象となる。
- (2) 登下校時、学校内において、本校指定の制服を着用する。
- (3) 基準
冬 ブレザー、白のワイシャツ、白のブラウス、スラックス、スカート
夏 ブレザー、白のワイシャツ、白、黒、紺のポロシャツ、白のブラウス、スラックス、スカート

注意

- (1) ワイシャツ・ブラウス・スラックス・スカートは外から見えること。
- (2) 11 月 1 日～4 月 30 日の期間は、登下校時にブレザーを必ず着用または所持する。なお学校内においてはブレザーを着用していなくてもよい。※気候等を考慮して衣替えの移行期間を設定する。
- (3) 紺色のポロシャツは本校指定の半袖の体育着の色よりも濃いものを着用する。
- (4) 必要時（入学式・卒業式・特別指導を受ける際等）には、ワイシャツ・ブラウスにネクタイ・リボンを着用する。
- (5) やむを得ない理由で異装するときは、異装届を担任に提出し許可を得る。
- (6) ブレザー・ワイシャツ・ブラウス・スラックスやスカートを着用または所持せずに登校した場合、原則一度下校をして、服装を正してから登校をする「再登校指導」の対象となる。

7. 保健関係の手続きについて

- (1) 学校感染症は出席停止になる。担任に連絡し、登校時には所定の書類を提出する。
注) 出席停止期間が 7 日以内は 保護者記入用の「出席停止連絡票」
 ※調剤明細書等の写しを添付
 出席停止期間が 8 日以上は 医療機関の医師記入用の「出席停止連絡票」
- (2) 学校管理下の傷病で受診した場合は、担任（部活の場合は顧問）に連絡する。該当する場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きを行うことができる。

8. 環境美化について

自分が生活するところを清潔に保つように、校舎内外の美化に努め、気持ち良く学校生活を送ることができる環境をつくる。

9. 公共物の取扱いについて

- (1) 公共物である学校の施設・備品は大切に扱う。
- (2) 施設・備品を破損した場合は、必ず教員に報告し、「施設備品破損届」を提出する。
- (3) 施設・備品を破損した場合は、原則として当事者が補修又は弁償をしなければならない。

10. 掲示印刷物・集会・校内施設使用について

事前に届け出て、教員の許可を受けて行う。

11. 所持品について

- (1) 学習及び学校生活に必要な物以外は、学校へ持ち込まない。
- (2) 貴重品は各自責任をもって管理する。

12. 紛失・盗難・拾得物について

紛失・盗難・拾得物があった場合は、ただちに教員に届け出る。校内の拾得物は、3か月間職員室前にある展示ケースに保管し、3か月を経過した物に関しては廃棄の対象となる。自分の物があった場合には生徒支援グループの教員に申し出ること。

13. 休日登校について

部活動や委員会活動以外の場合には、事前に教員に届け出て許可を受ける。

14. 外出・早退について

始業から終業までは許可なく校外に出てはならない。やむを得ない事情により早退する場合は、原則担任の許可を得て、「早退許可証」を発行してもらわなければならない。

【校外生活について】

1. 旅行、キャンプなど

旅行、キャンプなどに行く場合には、必ず保護者の承認を得て、所定の「旅行届」を担当に提出する。また、交通事故、水難事故などにも十分注意し、高校生にふさわしい行動を行う。

2. アルバイトについて

アルバイトは、学校生活に支障が出ない範囲で、保護者の承認を得て行い、「アルバイト届」を担当に提出する。高校生にふさわしくないような、23時以降の深夜に及ぶ仕事や、犯罪に巻き込まれる可能性があるような職種は避ける。

3. 交通事故の防止について

自転車、原動機付自転車、自動二輪車（オートバイ）、特定小型原動機付自転車（電動キックボード）、自動車等に乗車する時には、交通ルール、マナーを守り、自らの命を大切にする運転を心がける。また、事故等を起こし、加害者にならないよう、交通社会の一員として責任ある運転を行う。

原動機付自転車、自動二輪車（オートバイ）、自動車の免許取得は必ず保護者の承認を得て行う。また、使用については、登下校時の乗車や制服を着用しての乗車は禁止とする。